

# 第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

## 1 計画の位置付け

朝霞市地域福祉計画では「地域共生社会の構築」を主要な施策の一つとしており、高齢者、介護、障害者、こども・子育て、生活困窮といった各分野の相談支援体制を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談・地域づくり支援体制を整備することとしています。

また、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対しては、積極的なアウトリーチ活動を行い、既存制度では対応できない狭間のニーズに対しては、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援等を行うこととしています。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の3に規定されており、こうした体制整備の一環として位置付けられています。

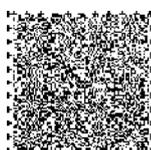
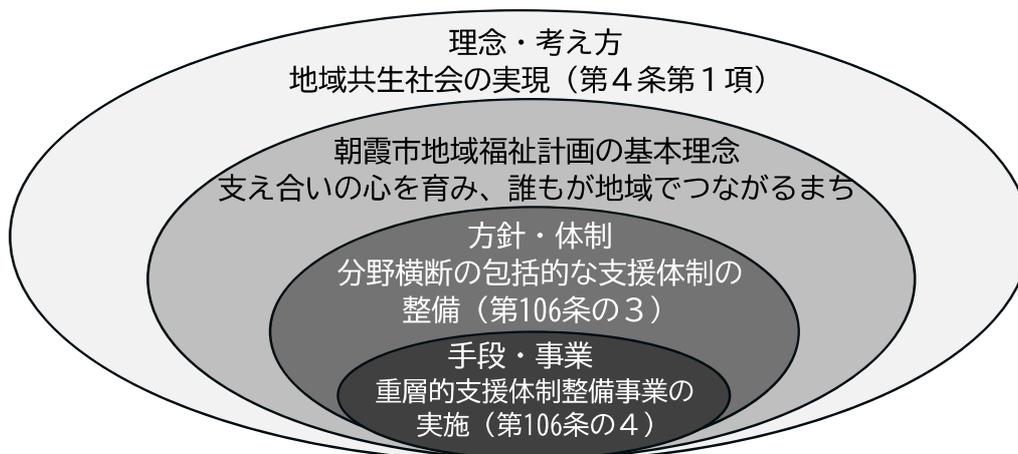
なお、この第6章を、本市の「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付け、取組を推進します。

## 2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

## 3 重層的支援体制整備事業の位置付け

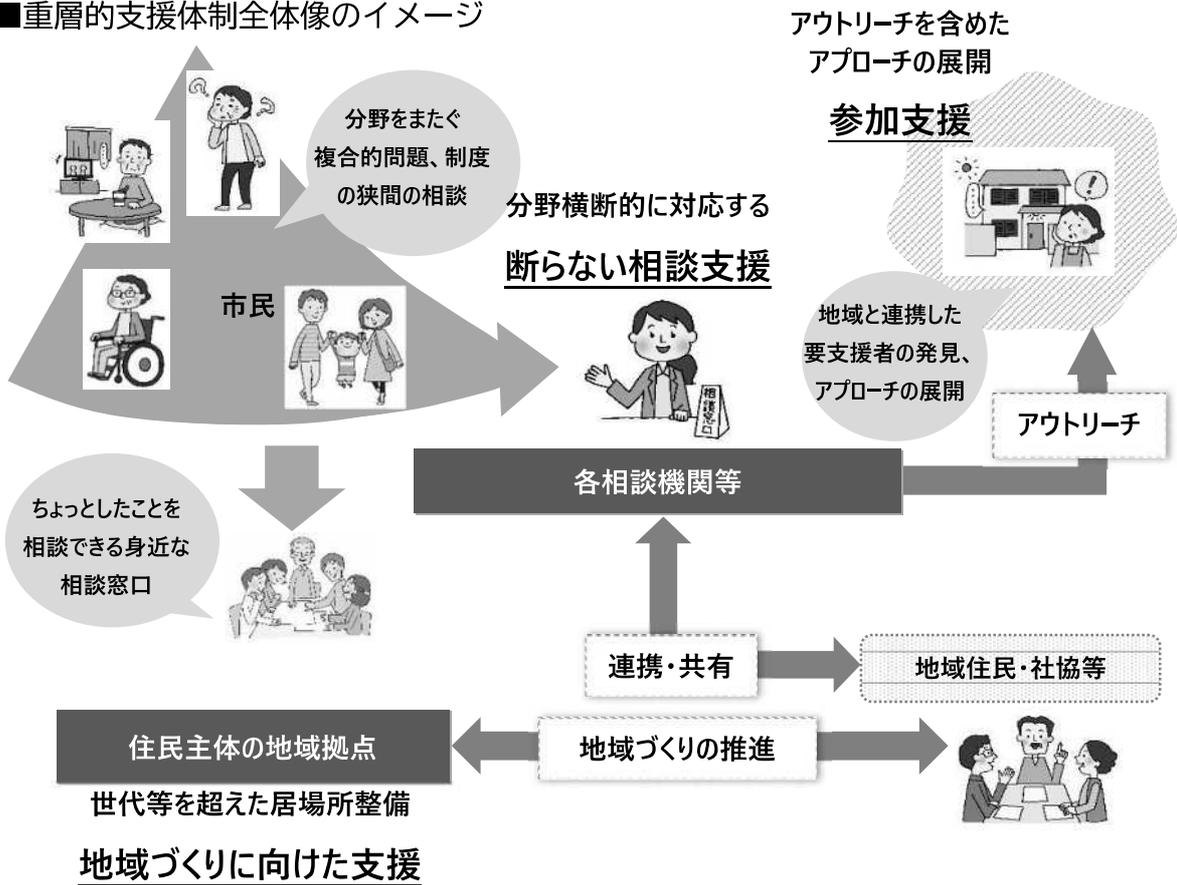
社会福祉法と朝霞市地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の考え方は以下に示すとおりです。



## 4 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

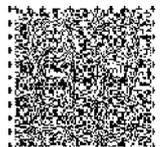
### ■重層的支援体制全体像のイメージ



## 5 現状と課題

本市は、都心への交通利便性が高いことなどから、人口は増加傾向にある一方で、住民同士のつながりや地域コミュニティの希薄化が進み、多様な主体が関わり合う地域の絆を取り戻すことが重要な課題となっております。

こうした状況の中、8050 問題や介護と育児のダブルケアなどの複雑化・複合化した問題やひきこもりやヤングケアラーなど、分野別の制度には合致しにくい制度の狭間にある問題に対応していくため、包括的な支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業を実施することで、地域共生社会の実現につなげていく必要があります。



## 6 具体的な取組

### (1) 重層的支援体制整備事業の構築

本市では、重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の連続性の補強や、多機関連携の強化など、分野横断的な支援が切れ目なく行える体制づくりを進めています。

現状、福祉総合相談窓口をはじめとする各相談窓口において、複合的な相談内容も受け止めており、必要に応じて適切な相談窓口・機関につなげる体制をとっています。

今後も、既存の各窓口において、従来どおり個別分野を中心とした相談対応を行うとともに、複合的・分野横断的な内容については、柔軟に庁内連携、あるいは他機関との連携を図り、課題の早期解決につなげます。

### (2) 包括的相談支援事業

市の福祉総合相談窓口をはじめとして、高齢・障害・こども・生活困窮などの各相談支援機関は、相談者の属性にかかわらず幅広く相談を受け止め、支援機関全体で支援に取り組みます。また、内容に応じて全庁的連携と他機関連携のもと、包括的な相談支援を実施します。

### (3) 参加支援事業

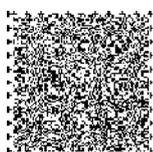
複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、地域社会とのつながりを築くことを支援します。課題に応じて、既存の地域の社会資源や居場所などへのつなぎや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組みます。

### (4) 地域づくり事業

これまでの高齢・障害・こども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させ、世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所、交流機会づくりに向けたコーディネートなどを通じて、地域での多様な交流の活性化を図ります。

### (5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自ら相談の窓口に行けない方など、支援が届きにくい潜在的な相談者に対する支援に向けて、アウトリーチ等を通じて本人との関係づくりを行い、地域や支援機関と連携し、対象者の把握と支援への橋渡しを図ります。関係機関との連携が必要な場合は、支援会議等を活用し、多職種連携によるアプローチに取り組みます。

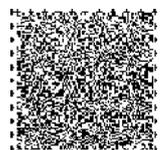


## (6) 多機関協働事業

単独の相談支援機関や各分野の相談支援機関相互の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した課題等について、会議を開催し、支援の方向性や支援機関ごとの役割を整理する等、事例全体の調整機能を担います。

### ■重層的支援体制整備事業と朝霞市の既存事業の関係

機能	国で示す既存制度の対象事業等	市の主な事業	担当課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営(6か所)	地域共生社会課
	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業	障害福祉課
	利用者支援事業	妊娠・出産包括支援事業	こども家庭課
		児童福祉に係る相談	こども家庭課
	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業	地域共生社会課
参加支援事業	参加支援事業	検討	—
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	朝霞市介護予防・日常生活支援総合事業	健康づくり課
	生活支援体制整備事業	活支援総合事業	地域共生社会課
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
	生活困窮者等のための地域づくり事業	学習支援、フードバンク、こども食堂	地域共生社会課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	検討	—
多機関協働事業	多機関協働事業	検討	—



## 7 推進に向けて

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、重層的支援会議と個別支援会議の設置を目指すとともに、他の関連会議や個別支援会議等と連携を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。

### ・重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。

重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

### ・個別支援会議

本人同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。

## 地域共生社会課の相談事業

### 自立相談支援事業

生活困窮で困りごとや不安を抱えている場合に、支援員が相談を受けて、情報の提供や助言を行うほか、必要な支援や制度を活用して早期の自立を目指します。

#### ●主な制度

- ・住居確保給付金
- ・家計改善支援事業
- ・居住支援相談事業
- ・子どもの学習支援事業 など

### 福祉の総合相談

福祉に関する困りごとについて、お話を伺い、抱えている悩みや課題を整理し、活用可能な制度の情報提供などを行います。

#### ●主な相談内容（これら以外のこともご相談ください。）

- ・ひきこもり相談
- ・成年後見制度に関する相談 など

